

平成21年度

特定非営利活動法人 **子どもの森**

総 会 資 料



日 時：平成21年4月25日（土）10時～

場 所：もりまなびや  
森の学舎

# 総 会 次 第

1. 開会のことば
2. 議長選出
3. 書記・議事録署名人任命
4. 資格審査報告
5. 報告事項
  - I. 平成20年度活動経過報告について
  - II. 、、 収支決算報告について
  - III. 監査報告
6. 議案
  - I. 平成21年度活動方針（案）について
  - II. 、、 収支予算（案）について
  - III. 役員改正（案）
7. 書記解任
8. 議長降壇
9. 閉会のことば

懇親会（12：00～）

総 会	日 時	場 所
設立総会	平成15年7月12日（土）13:00～	子どもの森事務所
第2回通常総会	平成16年4月15日（木）10:30～	子どもの森事務所
第3回臨時総会	平成16年11月19日（金）19:30～	クリエイティブセンター門川
第4回通常総会	平成17年5月8日（日）10:00～	門川町商エコミュニティセンター-APIO
第5回通常総会	平成18年4月22日（土）18：00～	門川町中央公民館
第6回通常総会	平成19年5月20日（日）16：00～	ガーデンベルズ延岡エメラルドの間
第7回通常総会	平成20年5月17日（土）10：00～	（仮称）森の学舎（旧西門川小学校松瀬分校）

## はじめに

森づくりで脚光を浴びるのは植樹ですが、その後の地道な下草刈などの育林活動をする人たちは少ないのが現状です。大切なのは、  
5 木を植えた人たちが、その後の下草刈などに参加して苗木を育てることです。寄付金や税で、植樹後の森づくりに間接的に貢献する考え方もあると思いますが、寄付金や税が自分で植えた木を育てるために使われているとは限りませんし、森づくりの過程も見えません。また、植樹の後下草刈ができず、せっかく植えた苗木を枯らして  
10 しまい健全な森づくりができないこともあります。自分で植えた苗木を、自分で汗を流して育てることで、森林を通しての環境問題に対する取り組みへの実感・達成感が認識できます。

そのために、森づくり活動に、継続して参加するボランティアと、森づくり活動を自らコーディネートするリーダー的ボランティアの  
15 育成を目的として、「森づくりボランティア養成セミナー」を開催しました。環境啓発の一環として取り組んだ植樹は、その後の育林も責任を持って取り組む必要があります。

森林環境税の導入から3年が経過し、ボランティア団体や企業による森づくりが進んできました。森林環境税の森づくり活動助成は、  
20 自己資金が少ない民間ボランティア団体にとって、森づくりを進めていくための資金として有効に活用されています。

森林環境税の企業の森づくりでは、植樹は企業が実施しますが、その後の下草刈等の育林作業は、森林組合等に委託する制度になっ  
25 ています。企業の森づくりが、企業が環境を配慮しているとの広報として利用されたり、森林組合等の業者の仕事を生み出すことになっていないでしょうか。また、巨額の国家予算を投入した拡大造林の負の影響を県民が補っていることになっているのかもしれませんが。

人の介入による森づくりの他に、人が介入しない天然の森林づくり  
30 りもあります。スギを伐採した後や山斜面崩れがあった後は放置しておけば、自然災害に強い広葉樹が生えてきます。スギの根元には、元々そこにあった広葉樹の種がシートバンクとして眠っています。スギが伐採されれば、広葉樹の種が芽を出して、本来の森林に戻っていきます。天然の森づくりは、時間はかかりますが、多くの手間  
35 や費用を必要としません。

人が介入してのボランティアによる森づくりや企業による森づくりと平行して、天然の森林づくりも必要なことです。

森林環境税は5年間の時限条例による税金であるため、2年後に見直しが行われることとなります。森林環境税の用途については、  
40 ボランティアによる森づくりを継続している県民の意見が反映されることが必要です。

## 報告事項Ⅰ.平成20年度活動経過報告

### 1. 事業の成果

- 5 ①デイキャンプ、ドングリとあそぼう、五十鈴小学校での椎茸栽培の実施にて、農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業ができた。
- ②環境問題を考える講演会の実施と環境文庫(森の学舎)にて、自然環境を理解してもらうための啓発活動ができた。
- 10 ③森づくりボランティア養成セミナーの実施にて、環境問題への取組みのひとつである森づくり活動に、継続して参加するボランティアと、森づくり活動を自らコーディネートするリーダー的ボランティアの育成ができた。
- ④森林環境の保全活動として、18年度から引き続き森林の再生活動(門川高等学校演習林)と17年度の植樹地(こどもの森)の下草刈りや雑木林整備を実施できた
- 15 ⑤廃校となった西門川小学校松瀬分校を、森の学舎(体験型環境学習の活動拠点)として整備ができた。
- ⑥しいたけ栽培研究により産業の調査・研究ができた。
- ⑦Webページと広報紙の発行により、活動の情報発信と環境問題の啓発活動ができた。
- 20 ⑧みやざき森づくりボランティア協議会の開催する活動や研修に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得できた。また、習得した知識・技能は、森林環境の保全活動や、森づくりボランティア養成セミナー開催などに活用できた。

### 2. 事業内容(特定非営利活動に係る事業)

#### 25 (1)農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業

##### ①デイキャンプ

実施日:平成20年8月3日

参加人数:25人

30 目的:子どもたちへの環境教育の一環として、また成人には環境への啓発の場として、自然環境を遊びながら学ぶ。

実施場所:森の学舎

内容:ネイチャーゲームでは、自然をさまざまな感覚や心を通じて理解し、自然と自分が一体であることを学んだ。

ドングリや小枝等の森林資源を使つての工作を行ない自然の恩恵を体験した。

35 飯盒での炊飯、釜戸でのソーセージ焼きやパン作り等で、環境に負荷をあたえない工夫をしての調理を行った。

##### ②ドングリとあそぼう

実施日:平成20年11月9日

40 参加人数:18人

実施場所:森の学舎

45 目的:ドングリ苗木を育てる学習をして、実際に自宅でドングリの苗木を育て、山へ戻す森づくり準備として実施した。その他に、葉っぱの標本作りとドングリ工作を通して、森の恩恵を感じてもらいました。また、親子(3代)の交流の場としても活用してもらった。

内 容:森の学舎周辺を散策して、ドングリと葉っぱを集め図鑑で名前を調べた。  
集めた葉っぱと名前札を、ラミネートして標本にした。  
ドングリ苗木の育て方が学習して、竹のポットを作りドングリを植えた。  
ドングリと木の枝・殻斗等を使って、自然工作をした。

5

### ③椎茸栽培(ほだ起こし)

実 施 日:平成 20 年 10 月 8 日

参加人数:小学6年生60人、先生2人、会員3人の計65人

実施場所:門川町立五十鈴小学校

10 目 的:子どもたちが4年生だった平成 19 年 3 月 9 日に椎茸菌のコマ打ちしたほだ木の  
管理をすることで、町内の暮らし(農林水産業と環境)を学ぶ。

内 容:本伏せ状態のほだ木を、椎茸を収穫するためのほだ木起こし作業。

ほだ木に使う樹種、ドングリの話、林業における椎茸栽培方法、椎茸の発生する  
気象条件等の講話。

15 子供たちから、コマ打ちから今日までの椎茸栽培に関わってきた事についての意  
見発表。

## (2)地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動

### ①環境問題を考える講演会

20 実 施 日:平成 20 年 11 月 1 日

参加人数:16人

実施場所:森の学舎

25 目 的:環境問題に真正面から取り組み実践活動をしている方を招いて、その手法や思  
い楽しみや苦労等の講話を聞くことによって、環境問題の啓発活動と自分にでき  
ることのきっかけ作りにする。

内 容:気象予報士の岩倉尚哉さんにより、

年間に存在する農業と気象を中心とする昔からの言い伝えやことわざの由来に  
ついて、自然環境との関わりかを解説。

30 近年25年間は、宮崎県内各地の平均気温が右肩上がりで上昇をしていることを  
例に地球温暖化についての話。

### ②環境文庫(森の学舎)

開 庫 日:平成 20 年 11/1,2,3,8,9,15,22,23,24,30,12/14,21,23,29

平成 21 年 1/17,18,2/8,14,15,21,22,28,3/1,8,14,21,22,28,3/1,8,14,20,21,22

35 来 庫 者:74人(森の学舎総来舎数:205人)

目 的:森林や環境等の図書と児童書・絵本を自然環境が隣接している場所で読み、図  
鑑を持って実際に樹木や植物等に触れて学習する等、街中では実現不可能な  
図書館の運営。

40 内 容:環境に関する書籍・児童書を約180冊揃え、環境学習の発信拠点として整備を  
した。

## (3)森づくりボランティアの養成

### ①森づくりボランティア養成セミナー

実 施 日:平成 21 年 3 月 8 日、22 日

45 参加人数:25人(受講者)

目的:環境問題への取組みのひとつである森づくり活動に、継続して参加するボランティアと、森づくり活動を自らコーディネートするリーダー的ボランティアを育成した。

内容:森と環境の関係・里山概論(宮崎大学農学部准教授高木正博)  
安全管理・チェーン・ソーと刈払機等の山林作業機材の使用法(林業木材製造業労働災害防止協会宮崎支部事務長山ノ上洋征)  
環境問題を考えるビデオ学習※雨天のため「森づくり作業」を「環境問題を考えるビデオ学習」に変更。

地域の森林づくりの歴史(宮崎県林業研究グループ連絡協議会会長黒田仁志)

県内の森づくりボランティア活動の実態(子どもの森理事長横山謙一)

その他:この事業は、宮崎県のNPO・ボランティア活動人材・体験プログラム開発事業での公募事業で、宮崎県生活・協働・男女参画課とお互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協働して取り組んだ。

#### (4)森林環境の保全活動

##### ①森林の再生活動

実施日:平成20年6月7日、9月21日、12月13日、平成21年2月7日

参加人数:28人(延べ45人)

実施場所:GOCANの森(西門川三ヶ瀬地区の門川高等学校演習林)

目的:台風により山斜面の崩壊で、植林されていた杉が流された門川高等学校演習林の自然環境の復元を図り、水源の涵養や災害防止など森林の持つ公益的機能を再生させる。

内容:昨年度に植樹した苗木の下草刈などの手入れの他。  
植樹地の総合的利用のため階段・歩道作り。

##### ②雑木林と植樹後の手入れ

実施日:平成20年7月5日、9月13日

参加人数:7人(延べ9人)

実施場所:こどもの森(西門川三ヶ瀬地区)

目的:杉伐採地後の私有地の杉と広葉樹の複層林形成による球温暖化防止と荒れた森林の保全。

内容:平成17年3月に植樹した苗木の下草刈等の育林作業。  
植樹地に隣接している雑木林の整備。

#### (5)地域の自然、産業などの調査・研究事業

##### ①しいたけ栽培研究

実施期間:平成20年4月～平成21年3月

実施場所:西門川三ヶ瀬地区にある当法人のほだ場

目的:地元の特産品である椎茸を栽培することによる産業の調査・研究と、地元小学校での町内の暮らしの学習体験である「椎茸栽培(本伏せ作業、ほだ木起こし作業)」を企画・実施を主催するため。

内容:定期的な椎茸収穫。

#### (6)活動の情報発信・啓発のための出版事業と環境文庫

①当法人のすべての活動と自然環境啓発等を、月5～6回のWebページ更新にて情報発信した。

②当法人の活動を紹介するために、広報紙「子どもの森通信5号」を発行した。

(7)その他目的を達成するために必要な事業

みやざき森づくりボランティア協議会に加入して、同協議会の開催する活動や研修と同協議会の加盟団体の活動に参加することで、自然環境を守るための知識・技能を修得した。

①森づくり研修(農山村振興とT型集落点検):みやざき森づくりボランティア協議会/森の学舎  
(平成20年6月21日)

②宮崎市環境フェア:みやざき森づくりボランティア協議会/フローランテ宮崎  
(平成20年10月5日)

③シンポジウム記念植樹:みやざき森づくりボランティア協議会/ロキシーヒル  
(平成21年1月25日)

④森から海までシンポジウム:みやざき森づくりボランティア協議会/宮日会館  
(平成21年1月25日)

⑤さぶん賞作品の展示:みやざき森づくりボランティア協議会/日向市中央公民館  
(平成21年2月1日~3日)

門川町より譲与された旧西門川小学校松瀬分校校舎(活動拠点「森の学舎」)の修繕の実施と当法人主催の活動以外の利用ができた。

①業者による修繕:勝手口(玄関)と木枠窓1箇所(建具も含めて)、一部損壊している外壁板の板張り、崩落している外壁モルタル張り、雨漏り屋根瓦修理。

②会員による修繕:外板の腐食塗装塗り、中央出入り口と木窓枠の塗装。

③森の学舎グラウンドを使って、門川町地域子育て支援センター親子サークル「リーフ」の親子8組(大人6名、子供9名)と保育士さん2名に、環境に興味を持ってもらうためネイチャーゲームを体験してもらった。(平成20年4月28日)

④ボーイスカウト延岡第4団に対して、森の学舎を開放した。  
(平成20年8月14日、12月28日~30日)

3. 助成金

(1)森林環境税「森林づくり活動支援事業」:森林環境の保全活動への助成

人や動植物にやさしい自然環境と水源の涵養や災害防止など森林機能を再生するために広葉樹を植樹した二つの森林づくり(GOCANの森、こどもの森)継続活動の事業費173,357円に対して、129,435円の助成を受けました。

※GOCANの森0.12ha

数年前の台風の影響で、植林されていた杉が倒され、無立木状態となっている場所に、平成19年3月に森林づくり活動で、140本の広葉樹(ケヤキ、ヤマザクラ、イロハモミジ等)を植樹した。植樹したのは苗木であるため、今後数年間、下草刈り等の育林作業を実施して自然環境の復元を図り水源の涵養や災害防止など森林機能の再生を実現する。また、森林の持つ公益的機能の一つでもある自然環境啓発学習などの場としての整備も合わせて実施しました。

※こどもの森0.4ha

杉林において間引きした杉の間に、広葉樹を植樹してスギと広葉樹が混交する森づくりをめざして、平成18年3月に四季の森づくり支援事業(国庫)で、400本の広葉樹(センダン・イチイガシ・ホルトノキ・スダジイ・ヤマボウシ・ヤマモモ・イロハモミジ等)の苗木を植樹した。腐葉土のまったく無かった土表面に腐葉土が少しずつ形成され緑のダムになるために、下草刈

り等の育林作業を実施しました。

(2) 連合愛のキャン

5 森づくりや環境プログラム(体験型環境学習)で分校を活用するだけでは、十分な有効活用  
 ができないため、常時活用でき環境啓発の発信を目的として、環境関連の図書や樹木植物  
 関連の図書を準備して環境文庫を設置するのと、図書の他に図書を整理する棚等や読書用  
 椅子を購入するために、200,000円の助成を受けました。

(3) ふるさと愛の基金

10 子供たちとその保護者を対象に、森林等を活用して、親子(特に日頃仕事で忙しい父親と  
 子供)の共通認識・話題の構築を手伝いました。また、地域の高齢者にも参加をお願いして三  
 世代交流を図りました。具体的には、環境プログラム(デイキャンプ、ドングリとあそぼう)の事  
 業費192,558円に対して、160,000円の助成を受けました。

15 (4) 日本財団「森の学舎」改修

平成18年11月に譲与を受けた旧西門川小学校松瀬分校を森の学舎として活用するため  
 の改修の事業費648,358円に対して、610,000円の助成を受けました。

※改修作業の詳細は、下表の通りです。

日付	作業内容	参加者
7月13日	教室棟の外壁板の水洗い 一部木材防腐剤塗り	会員3人
8月17日	教室棟の外壁板の水洗い	会員2人
8月24日	教室棟窓枠のペンキ塗り 渡り廊下の防腐剤塗装 教室棟西外板壁の防腐剤塗装	会員4人 その他2人
9月6日	教室棟西外板壁の防腐剤塗装	会員2人
9月7日	教室棟西外板壁の防腐剤塗装	会員2人
9月14日	教室棟の外壁板の水洗い	会員1人
9月20日	雨漏り修理	会員2人、業者
9月23日	窓枠二箇所と玄関枠のペンキ落とし水拭き掃除 教室棟窓(7枚)塗装 新しく設置された玄関木扉と木窓のソート塗装 倉庫の扉設置	会員3人 その他2人
9月27日	管理棟トタン屋根の錆落とし清掃 管理棟トタン屋根の塗装 教室棟グランド側・南外板壁のソート塗り	会員3人 連合宮崎県北地協10人 その他1人
10月2日	教室棟南外板壁のソート塗り	会員1人
10月13日	管理棟北側トタン屋根のペンキ塗装 教室棟グランド側の玄関ペンキ塗りと外壁板ソート塗装	会員2人 その他5人
10月18日	教室棟の外壁板の水洗い	会員1人
12月2日	教室棟南外板壁のソート塗り	会員2人

延べ47人



(5)宮崎県NPO・ボランティア活動人材育成・体験プログラム開発事業

5 環境問題への取組のひとつである森づくり活動に、継続して参加するボランティアと、森づくり活動を自らコーディネートするリーダー的ボランティアを育成する「森づくりボランティア養成セミナー」への助成です。この事業は、宮崎県生活・協働・男女参画課とお互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協働事業(NPO・ボランティア活動人材・体験プログラム開発事業)です。子どもの森としては、はじめて人件費が助成される事業でした。

4. その他

10

(1)新聞やTV等で、子どもの森の活動他の紹介が、下表の様にありました。

MRTラジオ	みやざき川物語	3月30日放送
	バリッと朝！～われらフォレストサポーターズ	平成21年2月11日放送
	キープみやざきビューティフル・ミーモの森植樹祭	平成21年3月28日生放送
	木佐貫ひとみのおしゃべりな夕暮れ	平成21年3月29日放送
わい WaiTV	環境文庫開設と記念講演	11月6日放送
	ドングリとあそぼう	11月17日放送
	森づくりボランティア養成セミナー	平成21年3月9日放送
MRTテレビ	森づくりボランティア養成セミナー	平成21年3月12日放送
宮日新聞	デイキャンプの案内	7月6日掲載
	廃校を環境拠点学習拠点に	8月14日掲載
	温暖化テーマに気象予報士講演(森の学舎開設記念)	11月1日掲載
	みやざきエコアクション	11月4日掲載
	森づくりボランティア養成セミナーの案内	平成21年2月26日掲載
タ刊デイリー	デイキャンプの紹介	8月14日掲載
	ドングリとあそぼうの案内	10月18日掲載
	森の学舎オープン	11月2日掲載
	地域レポーター:環境文庫が森の学舎にオープン	11月12日掲載
	地域レポーター:森の学舎でドングリと遊んだよ	12月2日掲載
	森づくりボランティア養成セミナーの案内	平成21年1月9日掲載

(2)企業よりの寄付金

15 日本財団経由で「株式会社ウィル・シード」より40万円の寄付金を受けました。今回の寄付は、「市民活動と企業の寄付のあり方を探る」モデルプロジェクトでの寄付になります。企業が市民活動団体への寄付を消極的になる背景には、市民活動側の情報発信、つまり寄付されたお金がどう社会に成果を出せたのかが見えないという課題があります。そのような課題を解決し、企業がパートナーとして市民活動に参加できるモデルとなるような情報発信を行うことになります。

平成20年度事業経過一覧

月	実施日時	活動名	場所	内容 / 備考
4	5(土) 9:00~12:00	最終回続・森林の再生活動	GOCANの森	東屋の設置 ※平成19年度事業
	8(火) 19:30~21:00	第1回理事会	事務局	
	28(月) 11:00~13:00	子育て支援センター親子サークル「リーフ」支援	森の学舎	ネイチャーゲーム(横山理事)
5	8(火) 20:00~21:50	第2回理事会	事務局	
	17(土) 10:00~15:30	第7回通常総会	森の学舎	6人の会員が出席
6	3(火) 19:30~21:00	第3回理事会	事務局	
	7(土) 9:00~12:00	第1回豊かな森づくり活動	GOCANの森	下草刈り 門川高校生、西の丸(株)
	21(土) 9:00~	森づくりボランティア協議会研修	森の学舎	研修:熊本大学教授徳野貞雄氏「農山村振興とT型集落点検」
	22(日) 13:00	、 、 総会		総会:8人の会員が出席
7	5(土) 9:00~12:00	第2回豊かな森づくり活動	こどもの森	下草刈り
	13(日) 9:00~16:00	修繕・改修	森の学舎	グランド草刈り、校舎外板防腐剤塗装
	15(火) 19:30~20:30	臨時理事会	事務局	
	26(土) 9:00~16:00	デイキャンプ準備	森の学舎	ネイチャーゲーム下見(28日)、昼食とパンの試作、竹お椀・竹串作成
8	3(日) 8:45~15:30	デイキャンプ	森の学舎	ネイチャーゲーム、昼食づくり、森の工作、ツイストパン
	24(日) 9:00~16:00	修繕・改修	森の学舎	ペンキ塗り、防腐剤塗り
	27(水) 19:00~20:00	第4回理事会	事務局	
9	13(土) 9:00~12:00	第3回豊かな森づくり活動	こどもの森	下草刈り
	21(日) 9:00~12:00	臨時豊かな森づくり活動	GOCANの森	下草刈り(門川高校生)
	6(土)、7(日)、 14(日)、23(祝)	修繕・改修	森の学舎	ペンキ塗り、防腐剤塗り
	27(土) 10:00~16:00	修繕・改修	森の学舎	ペンキ塗り、防腐剤塗り(連合宮崎県北地協青年・女性委員会)
10	3(金) 13:00~	連合愛のカンパ授与式	連合宮崎事務所	横山理事
	5(日)	宮崎市環境フェアへの参加	フローランテ宮崎	みやざき森づくりボランティア協議会(ドングリ双六、ドングリ工作)
	8(水) 14:00~15:00	五十鈴小学校での椎茸栽培(ほだ木起こし)	五十鈴小学校	横山理事長、丸野副理事長、横山理事
	16(木) 10:00~11:00	NPO・ボランティア活動人材育成・体験プログラム開発事業の公募説明会	県庁6号館2階623号室	横山理事長、横山理事
	17(金) 19:30~21:00	第5回理事会	事務局	
	13(祝)、18(土)、 19(日)	修繕・改修	森の学舎	ペンキ塗り、防腐剤塗り
	26(日)	環境文庫オープン準備	森の学舎	

月	実施日時	活動名	場所	内容 / 備考
11	1(土) 10:00～16:00	環境文庫オープン 環境問題を考える講演会	森の学舎	エコカレンダー製作 講演は、岩倉氏(気象予報士)
	2(日)、3(祝)	ドングリとあそぼう準備	森の学舎	ドングリ工作の準備
	9(日) 9:00～15:00	ドングリとあそぼう	森の学舎と周 辺	環境アドバイザーは、飯干氏(森林 インストラクター)
	11(月) 14:30～15:00	NPO・ボランティア活動人材育成・体 験プログラム開発事業の審査会	県庁別館	横山理事長、横山理事
12	2(火) 19:30～21:10	第6回理事会	事務局	
	7(日)	修繕・改修	森の学舎	ペンキ塗り、防腐剤塗り
	13(土) 9:00～12:00	第4回豊かな森づくり活動	GOCANの森	歩道・階段の整備
	29(月)	散策、環境学習、ドングリ工作	森の学舎	ボーイ・スカウト延岡第4団
1	25(日)	記念植樹 森から海までシンポジウム	ロキシーヒル 宮日会館	みやざき森づくりボランティア協議会 横山理事長、横山理事、吉田理事、 斉藤
	28(水)	MRT ラジオ「バリッと朝！～われらフ ォレストサポーターズ」電話収録	事務局	横山理事
2	7(土) 9:00～12:00	最終回豊かな森づくり活動	GOCANの森	歩道・階段の整備
	17(火) 19:30～21:00	臨時理事会	事務局	
3	8(日) 10:00～16:00	森づくりボランティア養成セミナー (初日)	森の学舎	森と環境の関係、里山概論、安全管 理、山林作業機材の使用方法
	22(日) 10:00～15:00	森づくりボランティア養成セミナー (終日)		環境学習、地域の森林づくりの歴 史、県内の森づくりボランティア活動 の実態
	31(火)	第7回理事会	事務局	

※椎茸の収穫: 11/5、7、13、16、26、30、12/28、1/9、2/7、28、3/28 ※収穫高27Kg

報告事項Ⅱ.平成20年度収支決算報告

平成20年度 特定非営利活動に係る収支計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

	予算額	決算額	差異	備考
<b>I 収入の部</b>				
<b>1 会費収入</b>	<b>148,000</b>	<b>117,000</b>	<b>△31,000</b>	
会員	98,000	77,000	△21,000	正会員@5,000×15人+特別会員@1,000×2人
賛助会員	50,000	40,000	△10,000	@5,000×8人
<b>2 事業収入</b>	<b>18,000</b>	<b>92,450</b>	<b>74,450</b>	環境プログラム参加費、カーボンオフセットグッズ売上、森の学舎使用料、森から海までシンポジウムパンフ作成費
<b>3 助成金収入</b>	<b>1,576,435</b>	<b>1,532,851</b>	<b>△43,584</b>	ふるさと愛の基金、森林づくり活動、連合愛のキャンパ、日本財団、県NPO協働事業、まちづくりプレイヤー支援(前年度未計上27,000)
<b>4 寄付金収入</b>	<b>46,000</b>	<b>425,000</b>	<b>379,000</b>	活動支援、椎茸お礼、(株)ウイルシード 他
<b>5 道具基金</b>	<b>4,000</b>	<b>2,000</b>	<b>△2,000</b>	前年度未計上分
<b>6 雑収入</b>	<b>19,000</b>	<b>15,181</b>	<b>△3,819</b>	預金利息、商品券 他
<b>当期収入合計</b>	<b>1,811,435</b>	<b>2,184,482</b>	<b>373,047</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>144,057</b>	<b>144,057</b>	<b>0</b>	
<b>収入合計</b>	<b>1,955,492</b>	<b>2,328,539</b>	<b>373,047</b>	
<b>II 支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>	<b>1,738,000</b>	<b>1,635,457</b>	<b>△102,543</b>	
自然環境調査研究	5,000	0	△5,000	椎茸管理、森づくり調査
環境プログラム	154,000	157,068	3,068	デイキャンプ、ドングリとあそぼう
森づくり	140,000	143,375	3,375	雑木林整備、森林づくり活動での道具購入、広報交通費 他
環境文庫	591,000	200,475	△390,525	図書、本箱、椅子
修繕・改修(森学舎)	745,000	656,824	△88,176	業者委託、ペンキ、腐蝕防止塗料、はしご 他
セミナー		375,587	375,587	講師謝金、賃金、旅費、需用費、役務費 他
広報紙・案内チラシ作成	103,000	102,128	△872	案内チラシ(環境プログラム、森づくり、セミナー)、広報紙
<b>2 管理費</b>	<b>208,000</b>	<b>171,677</b>	<b>△36,323</b>	
通信費	8,000	7,390	△610	郵便、ドメイン取得、レンタルサーバー
消耗備品費	5,000	995	△4,005	文房具 他
旅費交通費	15,000	13,590	△1,410	椎茸収穫 他
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	10,000	5,368	△4,632	総会、理事会
研修費	20,000	8,000	△12,000	みやざき森づくりボランティア協議会 他
損害保険料	12,000	5,980	△6,020	H20.6.22～H21.6.22
租税公課	4,000	3,000	△1,000	助成金申請・県事業報告用
賃借料	114,000	114,000	0	森の学舎土地代
施設管理費	12,000	3,089	△8,911	森の学舎電気代
雑費	5,000	7,265	2,265	振込手数料、椎茸発送費 他
<b>3 予備費</b>	<b>9,492</b>	<b>0</b>	<b>△9,492</b>	
<b>当期支出合計</b>	<b>1,955,492</b>	<b>1,807,134</b>	<b>△148,358</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>△144,057</b>	<b>377,348</b>	<b>521,405</b>	
<b>次期繰越収支差額</b>		<b>521,405</b>		

5 ※会費 正会員:5,000円(ただし、特別会員は、1,000円。) 賛助会員:5,000円

特別会員とは、社会に出る前の大学生や専門学校生と同一世帯で2人め以降の正会員で、総会での議決権や理事への立候補など、通常の正会員と同じ権利を有します。

※次期繰越収支差額の内容

科目	当期末残高	前期末残高
現金預金	509,249	144,057
未収金	50,000	0
合計	559,249	144,057
前受金	5,000	0
未払金	18,164	0
預り金	14,680	0
合計	37,844	0
次期繰越収支差額	521,405	144,057

平成20年度 特定非営利活動に係る貸借対照表  
(平成21年3月31日現在)

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	62,378		
普通預金	446,871		
未収金	50,000		
流動資産合計		559,249	
2 固定資産			
機械及び装置	253,050		
減価償却累計額	△166,310	86,740	
固定資産合計		86,740	
資産合計			645,989
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金	5,000		
未払金	18,164		
預り金	14,680		
流動負債合計		37,844	
負債合計			37,844
III 正味財産の部			
基本金	283,710		
当期正味財産増加額(減少額)	324,435		
正味財産合計			608,145
負債及び正味財産合計			645,989

平成20年度 特定非営利活動に係る財産目録  
(平成21年3月31日現在)

5

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	現金手元有高	62,378	
普通預金	宮崎太陽銀行門川支店	446,744	
普通預金	九州ろうきん延岡支店	127	
未収金	森から海までシンポジウムパンフ作成費	50,000	
流動資産合計			559,249
2 固定資産			
機械及び装置	チッパーシュレッダー(新ダ'イ CSE50-W)	253,050	
減価償却累計額		△166,310	86,740
固定資産合計			86,740
資産合計			645,989
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金	21年度賛助会費	5,000	
未払金	県NPO協働事業残	18,164	
預り金	講師謝金・賃金所得税	14,680	
流動負債合計			37,844
負債合計			37,844
正味財産			608,145

※チッパーシュレッダーの減価償却について

・耐用年数:8年 ・償却方法:定率法 ・償却率:0.25 ・当該年度償却月数:12ヶ月

## 監査報告書


平成20年4月1日から平成21年3月31日までの理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告します。

### 監査の結果

- この法人の会計の方法及びその結果は、相当であると認めます。
- 財産目録は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 貸借対照表は、この法人の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項はありません。
- 収支計算書は、法令及び定款に従い、この法人の状況を正しく示していると認めます。

平成21年4月3日

特定非営利活動法人 子どもの森

監事 峯真理子 

## 議案Ⅰ. 平成21年度活動方針—(案)—

### 1. 環境啓発への取り組み

- 5 地球温暖化や荒れた森林、河川や海の汚染等の環境問題に関心を持ち考えてもらうために、森林等を活用した体験型啓発活動を開催します。広く参加者を募って、環境プログラムに参加してもらい、『あなたのできること私のできること』をキーワードに、個人でも取り組める環境問題への活動に気付いてもらい、できるだけ良い自然環境を子どもたちに残していくことを、多くの人が実践してもらうための基盤整備とすることを目的とします。

#### 10 (1)川をたのしくきれいにしよう

実施予定日:7月20日(海の日)

参加予定数:地域の親子8組程度(大人8名まで、子供12名までの合計16名まで)

内 容:

- 15 ①五十鈴川の文化や歴史の学習をして地域の川への親しみを持つ。  
②五十鈴川をボートで、森の学舎前から小松地区までの約15km間を、ゴミを拾いながら下り、川の楽しさと防災・環境保全を学び体験する。スタッフと川下り講師の4人でサポートする。

予定助成先:日本財団

#### 20 (2)川をたのしく親しもう(日帰り型自然体験活動)

実施予定日:8月8日(土)

参加予定数:親子30人

内 容:

- 25 ①森の学舎裏山にある竹林から竹を切り釣り竿を作り、「森の学舎」の前に流れている五十鈴川で魚釣りや蝦取りをする。魚や蝦は、屋の食材にして、他の命をもらって私達は生きていることを実感する。  
②川をたのしみ親しむために、ネイチャーゲームを川で実施する。川の自然と人間生活が密接に関係していることを体験を通して学習する。

予定助成先:セブンイレブン緑の基金、日本財団

- 30 ※ネイチャーゲームは、フェニックス宮崎ネイチャーゲームの会よりネイチャーゲーム・リーダーの派遣を依頼する予定です。

#### (3)宿泊型自然体験活動

実施予定日:11月7日、8日 参加予定数:親子30人

35 内 容:

- ①グラウンドにある樹木の二酸化炭素吸収量を推定し、樹木が二酸化炭素削減に大きな役割を果たしていることを知る。  
②雑木林でドングリを拾い参加者の自宅で苗木へと育てる学習と、樹木の名前の学習を通して、自然における樹木に愛着を持ち、樹木の大切さを知る。参加者で育てたドングリの苗木は、数年後に地域の山への植樹へと発展させる。  
40 ③落枝やドングリ等の自然素材を使って工作をすることで、自然環境の恩恵を遊びの中から感じ考える。  
④森の中で薪を拾い釜戸を使って飯盒で炊飯をして昼食等の用意、薪割りをしてお風呂を沸かして入浴をする。

45 予定助成先:セブンイレブン緑の基金、森づくり活動助成(森林環境税)



## 2. 森づくりボランティアの育成

20年度は、宮崎県生活・協働・男女参画課の助成事業(NPO・ボランティア活動人材・体験プログラム開発事業)として、お互いの立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協働して、「森づくりボランティア育成セミナー」を開催しました。今年は、このセミナーが継続助成となる可能性があります。継続助成となった場合は、できれば年間に2回のセミナーを、20年度の内容を改善して開催したいと思います。

また、20年度のセミナーにおいて雨天で中止となったスギ間伐実習については、実習する準備が整っているため、このセミナーが継続助成とならなかった場合には、20年度のセミナー受講者を対象に、スギ間伐だけのミニ森づくりボランティア養成セミナーを開催します。ミニ森づくりボランティア養成セミナー開催予定は、3月を予定したいと思います。

## 3. 森林づくり

現在、手がけている二ヶ所のフィールドと、新たに森の学舎裏の荒れた放置されている竹林の整備を、森林ボランティア(森林サポータ)等に呼びかけ、継続した森づくり活動をしていきます。21年度は、市町村やボランティアセンターに依頼して広報して参加者を募集することと、企業や各種団体に出向いて、森づくりボランティアへの参加をお願いして行きたいと思います。

こどもの森と呼称していた杉と広葉樹の混合林を形成しているフィールドは、今年から子どもの森1号地と呼称します。

GOCANの森と子どもの森1号地は、6月に、参加者を2グループに分けて、同時に下草刈を実施します。そして、下草刈終了後は、森の学舎で合流して、草刈り後のお楽しみイベントを開催します。子どもの森1号地は、植樹した木が下草よりも高くなっているため、6月の下草刈だけの実施としたいと思います。GOCANの森については、秋にもう一度、下草刈の必要があると思われるので、9月に下草刈を実施します。

### (1)GOCANの森

門川高校生と協働して実施した森林の再生活動(平成19年3月に植樹)をした門川高校実習林の下草刈を実施したいと思います。ただ、門川高校側担当の黒木教諭が転勤のため継続活動が危ぶまれます。門川高校側の活動引継ぎ状況によって、活動内容がどうなるかは不透明な状態です。

### (2)子どもの森1号地

西門川三ヶ瀬の私有林所有者と山林使用契約を締結して、腐葉土を形成して緑のダムにするための、杉と広葉樹の混合林を形成して行く森づくりの実践活動です。平成18年3月に、7種類の広葉樹を植樹していますが、今年度も引き続き、植樹地の草刈り等の育林を行ないます。

### (3)森の学舎裏の竹林整備

森の学舎を活動拠点としてより充実されるために、長期計画で森の学舎裏の放置されている竹林の一部を落葉樹の林に変えて行きたいと思います。森づくり活動助成(森林環境税)を財源として、竹割器や竹用チェーンソー等の機材と腰鉈等の道具を揃えて、竹を伐採してクヌギやヤマザクラ等の落葉樹を植樹します。また、伐採した竹は、竹炭やイカダ、外倉庫の屋根壁の改修用材といった活用をして行きたいと思います。また、竹林を伐採することで、冬になるとまったく日光が当たらない校舎に、暖かい太陽光が当たることも期待できます。

竹林は、森の学舎裏手にあたる場所で、奥行き10mから20m程度を整備して行く予定です。

#### 4. 活動拠点「森の学舎」の活用と整備

18年11月に、公募により門川町から譲与を受けた旧松瀬分校は、日本財団と連合愛のキャンパからの助成金を受け、1年をかけて会員その他ボランティアによって修繕を進めてきました。また、みやざき森づくりボランティア協議会やボーイスカウト等への開放、森林や環境等の図書や児童書・絵本を整備して環境文庫の設置を行い整備しました。

森の学舎は廃校になった先進的な学校の活用例として注目をされています。現在、廃校になった学校の活用例は3件しかありません。行政が絡んでいない民間団体での活用は森の学舎だけです。森の学舎と周辺地域との関係も視野に入れ、環境問題を切り口とした地域コミュニティーとしての役割など、廃校の更なる活用も目指していかなくてはなりません。

森の学舎の整備として、薪ストーブの設置と環境関連の新刊図書の購入を、連合愛のキャンパ助成で実施します。また、セブンイレブン緑の基金で、自然体験活動(宿泊型と日帰り型)のために、風呂小屋、釜戸と炊事小屋をグラウンドに建てます。

五右衛門風呂釜は、セブンイレブン緑の基金で助成対象外なので、ドラムカン等で臨時的仮設風呂として設置したいと思えます。次年度以降に、五右衛門風呂釜を設置したいと思えます。

#### 5. 椎茸栽培

平成16年と平成17年に椎茸菌を接種したほだ木が430本あり、11月から3月に椎茸が収穫できます。収穫時期には、1週間おきに椎茸の収穫をしなければならないので、各会員も是非ほだ場まで出向いて収穫をお願いします。

#### 6. 子どもの森が加盟する団体

今年も引き続き「みやざき森づくりボランティア協議会」(会長: 圖師哲夫ロキシーヒル代表)に、団体会員として加盟します。同協議会での総会や研修会への参加をすることで、同じ森づくりや環境問題に取り組んでいる団体との交流ができます。また、同協議会が開催する研修会では、森づくり活動への考え方や森林作業の学習等を学べます。

横山謙一理事長が、19年と20年度に、協議会の理事として就任していました。21年度も協議会の理事に推薦したいと思えます。

平成21年度みやざき森づくりボランティア協議会加盟団体(予定)

団体名	事務局住所
NPO 法人みやざき子ども文化センター	宮崎市橘通西2-5-20
桜宴會	宮崎市太田4丁目3-1 パームクレストC-103
木崎浜松林を守る会	宮崎市大字熊野10321
水源の森づくりをすすめる市民の会	宮崎市下北方町戸林5262-10
どんぐり1000年の森をつくる会	北諸県郡山之口町富吉2985-26
にわとこの会	日南市飢肥7-2-35
延岡アースディ実行委員	延岡市夏田町434-2 サニーハウス101
日向市ふるさとの自然を守る会	日向市大字財光寺5384-12
宮崎グリーンヘルパーの会	宮崎市祇園3丁目5番地 川島ビル202号
高千穂森の会	西臼杵郡高千穂町大字押方4520
ロキシー・ヒル	西都市大字三納10372-イ

MFV 会	宮崎郡清武町大字加納乙320-95
NPO 法人子どもの森	東臼杵郡門川町城ヶ丘2-2
環の会	串間市大字南方1639
NPO 法人ひむかり山自然塾	宮崎市大塚台西3丁目40-10
NPO 法人ひめしゃら倶楽部	宮崎市高洲町244番地72
日本熊森会宮崎支部	宮崎県延岡市塩浜町1丁目1534-62
大塚台緑地林里山整備事業委員会	宮崎市大塚台東1丁目12-2
ふる里のどんぐり森づくり会	北郷町大字郷之原乙4743-2

平成15年9月13日と14日に、第55回全国植樹祭イベント「悠久の森づくりボランティア全国大会」が、全国から約1500人が集り西都市を主会場に開催されました。その企画運営をするために、平成15年1月に「みやざき森づくりボランティア協議会」が誕生しました。

- 5 行政ではなく、民間のボランティア団体の協議会によって開催された悠久の森づくりボランティア全国大会は、関係機関からの高い評価を受けました。それ以降は、宮崎県内の森づくりを実施している団体の相互協力と交流、森づくりの研修が、本協議会の活動の中心となっています。

10 7. NPO等委託・助成事業への公募

過去に企画が不採用となった県の委託事業「こども地球温暖化防止活動推進事業」について、21年度も企画コンペ(2009年度実施分)に参加します。

さらなる活動の発展とNPO法人としての財政充実、人件費の確保を目的として、「こども地球温暖化防止活動推進事業」以外にも、当会で実施可能な委託・助成事業があれば公募を行います。

15

平成21年度活動計画<案>

月	事業名	予定日	場所	備考
4	会計監査	3(金)	事務局	
	理事会	21(火)	事務局	
	第8回通常総会	25(土)	森の学舎	総会終了に「目で味わう春の野草」(環境問題を考える講演会)を開催
5	理事会	上旬	事務局	
	釜戸小屋の建設 お風呂小屋の建設	中旬～ 下旬	森の学舎グラ ンド	屋根材として竹の伐出
6	夏の下草刈り	6(土)	GOCANの森 子どもの森1号地	下草刈終了後、森の学舎にてお 楽しみイベント開催
	みやざき森づくりボランティア協議 会総会	13(土) 14(日)	にわとこの会 (日南市)	
7	理事会	上旬	事務局	
	「川をたのしくきれいにしよう」準備	4(土) 予備:11	五十鈴川	川下り予行演習
	川をたのしくきれいにしよう	20(祝)	五十鈴川	川下り(森の学舎→小松地区)
	理事会	下旬	事務局	
8	川をたのしく親しもう	8(土)	森の学舎	釣り、ネイチャーゲーム
	理事会	下旬	事務局	
9	秋の下草刈り	5(土)	GOCANの森	
	竹林の整備	26(土)	森の学舎裏山	
10	理事会	上旬	事務局	
	竹林の整備	10(土) 24(土)	森の学舎裏山	
11	宿泊型自然体験活動	7(土)～ 8(日)	森の学舎	ドングリ苗木育て、ドングリ工作、樹 木の二酸化炭素吸収量の学習
	竹林の整備	28(土)	森の学舎裏山	
12	竹林の整備	12(土)	森の学舎裏山	
1				
2	理事会	中旬	事務局	
	竹林の整備	6(土) 20(土)	森の学舎裏山	
3	森づくりボランティア養成セミナー	上旬	森の学舎	
	植樹	14(日)	森の学舎裏山	

◎活動の情報発信のために Web ページの運営と広報紙の発行。

◎椎茸ほだ場は、定期点検と収穫を実施する。

5 ◎環境文庫は、土・日・祝日に開館。ただし、森の学舎以外での活動や他事情により閉館する。

◎他に「みやざき森づくりボランティア協議会」と同協議会加盟団体の活動への参加がある。

議案Ⅱ.平成21年度収支予算(案)

平成21年度 特定非営利活動に係る収支予算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

	予算額	前年度予算額	差異	備考
<b>I 収入の部</b>				
<b>1 会費収入</b>	<b>142,000</b>	<b>148,000</b>	<b>△6,000</b>	
会員	87,000	98,000	△11,000	正会員@5,000×17人+特別会員@1,000×2人
賛助会員	55,000	50,000	5,000	@5,000×11人
<b>2 事業収入</b>	<b>50,000</b>	<b>18,000</b>	<b>32,000</b>	環境プログラム参加費、カーボンオフセット・グッズ売上、森の学舎使用料
<b>3 助成金収入</b>	<b>1,416,120</b>	<b>1,576,435</b>	<b>△160,315</b>	セブンイレブン緑の基金、森林づくり活動、連合愛のカンパ、日本財団
<b>4 寄付金収入</b>	<b>107,000</b>	<b>46,000</b>	<b>61,000</b>	活動支援、椎茸お礼 他
<b>5 道具基金</b>	<b>2,000</b>	<b>4,000</b>	<b>△2,000</b>	子どもの森1号地
<b>6 雑収入</b>	<b>15,000</b>	<b>19,000</b>	<b>△4,000</b>	預金利息、商品券 他
当期収入合計	1,732,120	1,811,435	△79,315	
前期繰越収支差額	521,405	144,057	377,348	
<b>収入合計</b>	<b>2,253,525</b>	<b>1,955,492</b>	<b>298,033</b>	
<b>II 支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>	<b>1,676,703</b>	<b>1,738,000</b>	<b>△61,297</b>	
自然環境調査研究	0	5,000	△5,000	
環境プログラム	708,583	154,000	554,583	滞在型自然体験活動、川をたのしくきれいにしよう、川をたのしく親しもう
森づくり	296,000	140,000	156,000	竹林の整備、GOCANの森、子どもの森1号地
環境文庫	200,000	591,000	△391,000	図書、本箱、薪ストーブ
修繕・改修(森学舎)	373,120	745,000	△371,880	風呂、釜戸、浄化槽修理
セミナー	--	--		森づくりボラ養成セミナー継続事業認定時
広報紙・案内チラシ作成	99,000	103,000	△4,000	子どもの通信発行、各種事業案内チラシ
<b>2 管理費</b>	<b>256,000</b>	<b>208,000</b>	<b>48,000</b>	
通信費	16,000	8,000	8,000	郵便、ドメイン・レンタルサーバー(3年分)
消耗備品費	3,000	5,000	△2,000	文房具 他
旅費交通費	20,000	15,000	5,000	みやざき森づくりボランティア協議会、椎茸収穫 他
諸会費	3,000	3,000	0	みやざき森づくりボランティア協議会
会議費	10,000	10,000	0	総会、理事会
研修費	40,000	20,000	20,000	みやざき森づくりボランティア協議会、村まるごと生活博物館(水俣市) 他
損害保険料	10,000	12,000	△2,000	H21.6.22～H22.6.22
租税公課	4,000	4,000	0	助成金申請・県事業報告用
賃借料	0	114,000	△114,000	
施設管理費	142,000	12,000	130,000	土地代、浄化槽管理費、電気代
雑費	8,000	5,000	3,000	振込手数料、椎茸発送費 他
<b>3 予備費</b>	<b>320,822</b>	<b>9,492</b>	<b>311,330</b>	
当期支出合計	2,253,525	1,955,492	298,033	
当期収支差額	△521,405	△144,057	△377,348	
次期繰越収支差額		0		

※支出の部

5 セミナーは、森づくりボランティア養成セミナーが県より継続事業に認定された場合に、予算が発生します。

森の学舎土地賃借代は、「施設運営費」に計上しました。

※会費 正会員:5,000円(ただし、特別会員は、1,000円。) 賛助会員:5,000円

10 特別会員とは、社会に出る前の大学生や専門学校生と同一世帯で2人め以降の正会員で、総会での議決権や理事への立候補など、通常の正会員と同じ権利を有します。

議案Ⅲ. 役員改正(案)

役職	氏名	就任期間	報酬について
理事長	横山 謙一	平成 21 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日	報酬無
副理事長	田中 公宜		
	丸野 由美子		
理事	吉田 美和子		
	横山 純子		
	斉藤 恵理香		
監事	栢原 孝行		

(敬称は略します)

補足資料 会員名簿(敬称は略します)

横山 純子	門川町	請閑 哲美	門川町	後藤 昭一	宮崎市
和泉 満義	門川町	金子 恭子	延岡市	後藤 裕子(特別)	宮崎市
横山 謙一(特別)	門川町	栗田 忠治	門川町	大野 裕	日向市
金子 睦子	宮崎市	南谷 裕子(賛助)	日向市	井本 栄一(賛助)	東京都
中山 誠一(賛助)	横浜市	猪崎 悦子	宮崎市	岩切 信子(賛助)	宮崎市
山内 清和	都農町	請閑 久美子(特別)	門川町	斉藤 恵理香	都農町
濱田 秀生(賛助)	横浜市	丸野 由美子	延岡市	猪須 寛司(賛助)	延岡市
横山 信時	宮崎市	遠藤 由美子(賛助)	門川町	満留 紀子	西都市
田中 公宜	延岡市	柏田 倬身	日向市	津野 桂子(賛助)	門川町
峯 眞理子	延岡市	吉田 美和子	宮崎市	日高 睦雄(賛助)	門川町
清田 亜希	延岡市	松原 和範(賛助)	北九州市	鶴田 済和	都城市
河上 末喜(賛助)	田野町	栃原 孝行	延岡市	ボーイスカウト延岡第4団(団体賛助)	延岡市

補足資料 機具台帳

(平成21年3月31日現在)

機具	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等
エンジン・チェーンソー	マキタ ME333	32,695	1	32,695	05/06/18	日本財団
エンジン・チェーンソー	マキタ ME333	32,440	1	32,440	05/11/15	赤い羽根
刈払機	マキタ MEM262	34,944	1	34,944	05/06/09	日本財団
刈払機	マキタ MEM262L	35,404	1	35,404	05/06/09	日本財団
椎茸用ドリル	マキタ D2011	6,060	1	6,060	05/02/10	
椎茸用ドリル	マキタ D2011	14,200	2	28,400	05/11/15	赤い羽根
椎茸用ドリル	マキタ D2011	15,000	1	15,000	06/02/23	赤い羽根
発電機	新ダイワ G2400-B	60,409	1	60,409	05/07/25	赤い羽根
インパクトと本体のみ	マキタ TP130D×2	83,953	1	83,953	07/08/15	H19年度森林づくり活動
刈払機	マキタ MEM264W	31,800	1	31,800	07/09/16	まちづくりプレイヤー支援
エンジン・チェーンソー	新ダイワ E1039S-400	70,000	1	70,000	07/10/10	H19年度森林づくり活動
スライド丸ノコ	マキタ LS0611	63,000	1	63,000	08/07/25	ふるさと愛の基金
ラミネータ	日本 GBC GLM210	10,950	1	10,950	08/07/25	ふるさと愛の基金
刈払機	マキタ MEM264L	31,800	1	31,800	08/08/15	H20年度森林づくり活動

536,855

## 補足資料 道具台帳

(平成21年3月31日現在)

道具	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等
枝打ち梯子	ヒカ SWE302(3m)	17,745	1	17,745	05/06/29	日本財団
造林鎌(100センチ)		4,800	3	14,400	05/06/18	日本財団
造林鎌(70センチ)		2,900	4	11,600	05/06/18	日本財団
中厚鎌(195)		1,253	1	1,253	05/06/18	日本財団
中厚鎌(165)		1,449	2	2,898	05/06/18	日本財団
腰鉋(6寸)		4,505	1	4,505	05/06/18	日本財団
腰鉋(5寸)		4,106	1	4,106	05/06/18	日本財団
鋸		2,762	2	5,524	05/06/18	日本財団
畑鍬		3,413	1	3,413	05/06/18	日本財団
十字鍬		3,990	1	3,990	05/06/18	日本財団
高枝はさみ		6,500	1	6,500	05/06/18	日本財団
剪定はさみ		2,580	1	2,580	05/06/18	日本財団
刈込はさみ		2,142	1	2,142	05/06/18	日本財団
ハンマー		924	1	924	05/12/07	
ハンマー大		3,020	1	3,020	06/01/21	
手鍬		924	3	2,772	06/03/19	
竹挽き鋸		2,079	2	4,158	06/07/22	ボランティア基金
折込鋸		1,029	3	3,087	06/07/22	ボランティア基金
高枝はさみ		1,956	3	5,868	06/11/28	ボランティア基金
剪定はさみ		387	10	3,870	06/11/28	ボランティア基金
造林鎌(70センチ)		2,982	13	38,766	06/12/05	H18年度森林づくり活動
腰鉋(6寸)		4,505	1	4,505	06/12/05	H18年度森林づくり活動
鉋(35号)		3,759	1	3,759	06/12/05	H18年度森林づくり活動
鉋(40号)		3,822	1	3,822	06/12/05	H18年度森林づくり活動
鋸		2,762	2	5,524	06/12/05	H18年度森林づくり活動
十字鍬		3,812	4	15,248	06/12/05	H18年度森林づくり活動
スコップ		1,554	2	3,108	06/12/05	H18年度森林づくり活動
鉋(30号)		3,665	2	7,330	06/12/24	H18年度森林づくり活動
熊手		2,037	3	6,111	07/03/04	H18年度森林づくり活動
スコップ		1,750	2	3,500	07/08/15	H19年度森林づくり活動
スモールログミル	グランパーク製ソーミル G777	23,760	1	23,760	07/08/24	H19年度森林づくり活動
チェーンソーパティ-		7,900	1	7,900	07/08/24	H19年度森林づくり活動
バール		2,350	1	4,073	08/03/29	H19年度森林づくり活動
バール		2,350	1	4,073	08/12/14	H20年度森林づくり活動

232,388



## 補足資料 備品台帳

(平成21年3月31日現在)

備品	メーカー品名	取得価格	数量	金額	取得年月日	使用助成金等
ヘルメット	五心産業 GS-33	1,605	10	16,050	05/05/31	日本財団
電工ドラム	畑屋製作所 E-30C	4,723	1	4,723	05/07/25	赤い羽根
刈払作業用すねあて		1,980	2	3,960	05/06/09	
防じんメガネ	トヨーセーフティ No1400	1,974	3	5,922	05/06/09	
飯盒		997	8	7,976	06/07/22	ボランティア基金
ターフテント		9,978	1	9,978	06/07/23	ボランティア基金
ターフテント		6,990	1	6,990	06/08/02	ボランティア基金
トイレ用テント		4,179	1	4,179	06/11/29	H18年度森林づくり活動
カタログスタンド	(チラシ広報用)	1,090	1	1,090	06/11/29	H18年度森林づくり活動
砥石と砥石台		2,054	1	2,054	07/03/04	H18年度森林づくり活動
クーラーボックス		3,477	1	3,477	07/07/26	H19年度森林づくり活動
飯盒		997	2	1,994	07/07/26	労金 NPO 助成
道具倉庫		9,750	1	9,750	07/08/12	H19年度森林づくり活動
脚絆		1,012	20	20,240	07/08/14	H19年度森林づくり活動
虫除けカバー		700	20	14,000	07/08/14	H19年度森林づくり活動
携帯砥石		900	10	9,000	07/08/15	H19年度森林づくり活動
充電器セット	充電池4本含	3,978	1	3,978	07/08/18	H19年度森林づくり活動
チェーンソーアタッチメント用レール	手作りのため材料費	3,392	1	3,392	07/09/02	H19年度森林づくり活動
焼印電気こて	(子どもの森)	8,080	1	8,080	07/11/05	労金 NPO 助成
双眼鏡	ニコン	6,500	1	6,500	07/12/05	労金 NPO 助成
双眼鏡	ハンディ M10×21	3,150	14	44,100	07/12/13	労金 NPO 助成
一輪車		5,880	1	5,880	08/01/27	H19年度森林づくり活動
防じんメガネ	トヨーセーフティ No1400	1,974	5	9,870	08/08/15	H20年度森林づくり活動
セーフティヘルメット		3,438	12	41,256	08/09/09	H20年度森林づくり活動
本ボックス		2,500	10	25,000	08/10/11	連合愛のキャンパ
座椅子		3,800	10	38,000	08/10/11	連合愛のキャンパ
水タンク	100L	10,868	1	10,868	08/10/25	連合愛のキャンパ
防水補助コード		1,480	1	1,480	08/10/31	連合愛のキャンパ
ストーブ	トヨミツ	16,640	1	16,640	09/02/09	県 NPO 協働事業
ヘルメット		2,350	15	35,250	09/02/18	県 NPO 協働事業

371,677

宮崎県条例第13号

宮崎県森林環境税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県土の保全、水源のかん養等県民が享受している森林の有する公益的な機能の重要性にかんがみ、県及び県民等が協働して取り組む森林環境の保全に関する施策の費用に充てるため、宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）に定める県民税の均等割の税率の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「森林環境税」とは、次条及び第4条の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成18年度から平成22年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第27条の規定にかかわらず、同条に定める額に500円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第4条 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下この条において「特例期間」という。）を開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第52条第2項第3号若しくは第4号の期間に係る法人等の県民税の均等割の税率は、県税条例第31条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。

(使途)

第五条 知事は、森林環境税に係る収納額に相当する額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、宮崎県森林環境税基金（宮崎県森林環境税基金条例（平成18年宮崎県条例第23号）に基づく宮崎県森林環境税基金をいう。）に積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「附則第37項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「100円」とする。
- 3 平成19年度分の個人の県民税に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る第3条の規定の適用については、同条中「第27条」とあるのは「附則第38項」と、「同条」とあるのは「同項」と、「500円」とあるのは「300円」とする。

平成19年度森林環境税使途事業実績一覧

区	分	事業概要	H19予算額 単位:千円	実施内容	
				実施団体数等	実施面積等
I	県民の理解と参画による森林づくりの推進		50,800,000		
1.	森林づくり応援団活動支援事業		35,564,000		
①	森林づくり応援団育成・支援事業	森林ボランティア団体等の育成や県民の知恵と行動力による森林づくり活動に対する支援	34,008,000		
a.	森林づくり団体活動支援事業	森づくりボランティア協議会の研修活動等への支援	2,730,000	1協議会 (14団体で構成)	・ 自主研修会開催 ・ 普及啓発(高校生等)
b.	団体等公募活動支援事業	県民からの提案による森林づくり活動に対する補助(補助率 3/4)	6,951,000	19団体	・ 植栽 ・ 保育
c.	森林づくり資材供給支援事業	植樹活動に必要な苗木の提供	24,327,000	31団体	24.27ha
②	企業の森林づくり推進事業	企業と森林所有者の仲介など、企業が行う社会貢献等のための森林づくり活動への支援	1,556,000	2社	協定面積 7.44ha
2.	森林環境教育推進事業		12,036,000		
①	森林環境教育実践推進事業	森林環境教育の相談窓口の設置、指導者の派遣等学校や地域が取組む森林環境教育の支援	6,006,000	39地域・校	・ 講師派遣 ・ 教材等の提供
②	「遊学の森」森林環境教育実践モデル事業	遊学の森における自然体験等森林環境教育の実施	6,030,000	12回	・ ネイチャージャーチーム、植栽等体験 ・ 炭焼き体験等
3.	水と緑の森林づくり推進事業	森林づくり推進期間における「森林づくり県民ボランティアの集い」等の開催	3,200,000	4回	・ 西都市、諸塚村、日南市、清武町 ・ 参加者1,300人
II	公益的機能を重視した森林づくりの推進		182,613,000		
1.	水を貯え、災害に強い森林づくり事業		178,691,000		397.15ha
a.	広葉樹造林等推進事業	公益上重要で伐採後3年以上放置された森林を対象とした広葉樹造林等の実施	73,214,000	県	68.48ha
b.	針広混交林等造成事業	公益上重要な森林を対象とした強度の間伐による針広混交林化への誘導	96,137,000	県	317.17ha
c.	里山人工林等再生事業	竹が侵入・拡大し、防災機能等が低下している人工林等の整備	7,412,000	県	11.50ha
d.	公益的森林への誘導啓発事業	公益保全上重要な森林を保安林に指定するための普及啓発	1,928,000	県	・ 保安林等に関する説明会開催
2.	花粉の少ない苗木生産等促進事業		3,922,000		
a.	花粉の少ない苗木生産促進事業	花粉が少なく、材質等の良好な品種の安定した苗木生産に対する補助(補助率 1/2)	1,925,000	県樹苗農協	挿付 40,000本 床替 24,000本
b.	スギ花粉抑制対策事業	里山林等で行う雄花着花量の多いスギの伐倒及び枝打に対する補助(補助率 2/3)	1,997,000	宮崎市	25ha、枝打ち1,400本
合	計		233,413,000		

定款  
特定非営利活動法人 子どもの森

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子どもの森という。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘2番2号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地域や自然環境を守り、子供達が身近な里山や自然と親しみ、自然や命の大切さを体験を通して知る機会をつくり、情報を発信し、またそのような活動を通じて、農業、漁業、林業など自然と一体となった地場産業の振興、街づくり、人づくり、情報化社会の発展に寄与する活動をする事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 情報化社会の発展を図る活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 農林漁業などの産業体験や里山等の自然体験交流事業
- (2) 地場産業の啓発、普及と共に地域の特性を活かした農林水産物等の販売
- (3) 地域の自然、産業などの調査・研究事業
- (4) 地域の自然、環境などを理解してもらうための啓発活動及び情報収集
- (5) 子どもたちや地域の人たちの情報化教育や交流のための教室開催
- (6) 活動の情報発信・啓発のための出版事業
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動法(平成10年法律第7号、以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員この法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会費の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人ないし2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所管庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数が3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨あらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経てから定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者または本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。
- 5 顧問の任期は第16条第1項の規定を準用する。

#### 第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3ヵ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

- 2 総会における議決事項は、第24条3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

- 第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について表決することができる。
- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記すること)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

(ア) 資産及び会計

(資産の構成)

- 第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

- 第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とその他の事業に関する資産とする。

(資産の管理)

- 第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

- 第42条 この法人の会計は、法第26条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

- 第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

- 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。
- 2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算等)

- 第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

- 第46条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第47条 この法人に事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(イ) 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)



第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所管庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関らず、法第24条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行なった場合には、遅滞なくその旨を所管庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所管庁による設立の認証

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所管庁の認証を得なければならない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く)に残余財産は他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所管庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

#### (ウ) 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

#### (エ) 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年通常総会までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項に規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関らず、次に掲げる額とする。
  - (1) 年会費 5,000円

2005年5月8日 一部改定

2006年4月22日 一部改定



事務局：宮崎県東臼杵郡門川町城ヶ丘 2-2

TEL/FAX 050-3427-1102

<http://www.kodomonomori.info>

[office09@kodomonomori.info](mailto:office09@kodomonomori.info)